

2019年6月21日

各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 松田 通
問合せ先 商品ディスクロージャー部 宇野 誠朗
(TEL. 03-6250-4910)

ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS トピックス・コア30上場投信	(1344)
MAXIS 日経225上場投信	(1346)
MAXIS トピックス上場投信	(1348)
MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信	(1460)
MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信	(1485)
MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信	(1492)
MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	(1593)
MAXIS Jリート上場投信	(1597)
MAXIS高利回りJリート上場投信	(1660)
MAXIS S&P三菱系企業群上場投信	(1670)
MAXIS Jリート・コア上場投信	(2517)
MAXISトピックス(除く金融)上場投信	(2523)

2. 変更の理由

株式等の決済期間が短縮化されることに伴い、取得・交換の申込不可日および交換有価証券の交付開始日を変更するもの。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2019年7月12日 金融庁届出日

2019年7月16日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS トピックス・コア30 上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS 日経225上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS トピックス上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS JAPAN クオリティ150 上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

以上

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換請求）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（交換請求）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 （略）</p>	<p>（交換の指図等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 （略）</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS Jリート上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（交換請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 （略）</p>	<p>（交換の指図等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 （略）</p>

以上

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS高利回りJリート上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） (略)</p>	<p>(交換請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 (略)</p>

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS Jリート・コア上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（交換請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 （略）</p>	<p>（交換の指図等）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 （略）</p>

以上

投資信託約款の新旧対照表

MAXISトピックス（除く金融） 上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内 （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換請求）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （略）</p>	<p>（交換請求）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>4. 第35条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 （略）</p>	<p>（交換の指図等）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。 （略）</p>